総務消防委員会資料　　令和８年２月
行 財 政 局

京都市指定管理者制度の見直しについて

京都市では、民間事業者の専門性や創意工夫を活かし、公の施設における公共サービスの質の向上と効率的な運営を目的に、平成１８年度から指定管理者制度を導入しています。

この度、これまで以上に民間事業者の力を引き出し、高品質な公共サービスを実現するため、同制度の見直しを実施しますので、その概要を御報告いたします。

１　見直し内容　～５つの視点と取組～

参入促進・戦略投資・持続可能・品質保証・公正取引の５つの視点に基づき、取り組む。

【参入促進】

(1)　公募前のサウンディング調査等の推進

多くの事業者が応募・参入しやすい環境を整え、そのノウハウが最大限に活かされるよう、公募前に事業者と意見交換等を実施し、仕様や条件の見直しを積極的に検討する。

【戦略投資】

(2)　指定期間の柔軟化　新規

事業者の中期的な人材育成や投資のニーズを踏まえて、標準指定期間は４年としつつ、施設の個別状況（特性、利用者の状況、あり方についての検討状況など）に応じて指定期間を設定する。

現行	見直し後
原則、指定期間は４年以内 （例外として、次の施設については、事業の特性を　考慮し、４年を超える期間を設定できる 1. PFI 事業に係る施設 2. 福祉関連施設 3. 新規導入施設 4. 劇場、音楽堂等の文化施設）	標準指定期間は４年としつつ、指定期間は施設の個別状況*に応じて設定 *施設の特性、利用者の状況、あり方についての検討状況など なお、高度な専門性や中期を見据えた投資によりサービス向上が求められる施設については長期設定を推奨

なお、８年以上の指定期間を設定する場合は、現行制度のもとで長期の指定期間を設定している施設（ロームシアター京都等）の例に倣い、協定に基づく目標の達成状況等についての選定評価委員会等による客観的な中間評価の実施と公開を必須とし、適正な事業執行、管理運営を担保する。

【持続可能】

(3)　賃金・物価スライド条項の導入　新規

賃金・物価変動により上昇した管理運営コストを委託料に反映。リスクを指定管理者だけに負わせず、事業の継続性と安定性を確保する。

ア　対象施設

①　原則全ての指定管理施設に適用（対象は令和８年度公募、令和９年度指定期間開始の施設から対象とし、順次拡大）

②　制度導入の時点で既に指定期間中である施設については、新たに導入するスライド条項の適用対象外とする。これらの施設については、現行協定の「必要に応じて協議のうえ都度決定する」という規定に基づき、物価高騰等の影響が著しい場合には、指定管理者との協議を行い、必要に応じて指定管理料等の変更を検討

イ　対象経費

①　施設運営にかかる支出計画額を人件費（指定管理者から直接雇用され、直接業務に従事する職員の賃金･社会保険料等）、光熱水費、その他物件費の３つに分け、それぞれ変動を測る指標を設定

②　各経費の１％（事業者が分担すべきリスクとして設定）を超える変動率が見られた場合に、翌年度の支出計画額において変動を反映

③　指定期間初年度の経費については、募集時の積算に賃金・物価水準の変動が反映されていると考えられるため、適用対象外

ウ　スライド額の算定指標

対象経費		指標
人件費	正規職員	京都市人事委員会が公表する「民間給与実態調査」から算出した平均年間給与額の変動率
	非正規職員	京都労働局が公表する「京都府最低賃金」の変動率
光熱水費		日本銀行が公表する「国内企業物価指数」の「電力・都市ガス・水道」項目の年間平均値の変動率
その他物件費		日本銀行が公表する「企業向けサービス価格指数」の「建物サービス・警備」項目の年間平均値の変動率

エ　その他

①　スライド条項の適用による増額分が、賃金・物価の高騰に伴う運営コストの上昇（例：職員の処遇改善）に適切に活用されているかを、事業者からの報告書を通じて確認する。

②　社会経済情勢の変化に応じて施設の運営コストを適正化するという制度趣旨から、変動率がプラスとなる場合は増額し、マイナスとなる場合は減額する。

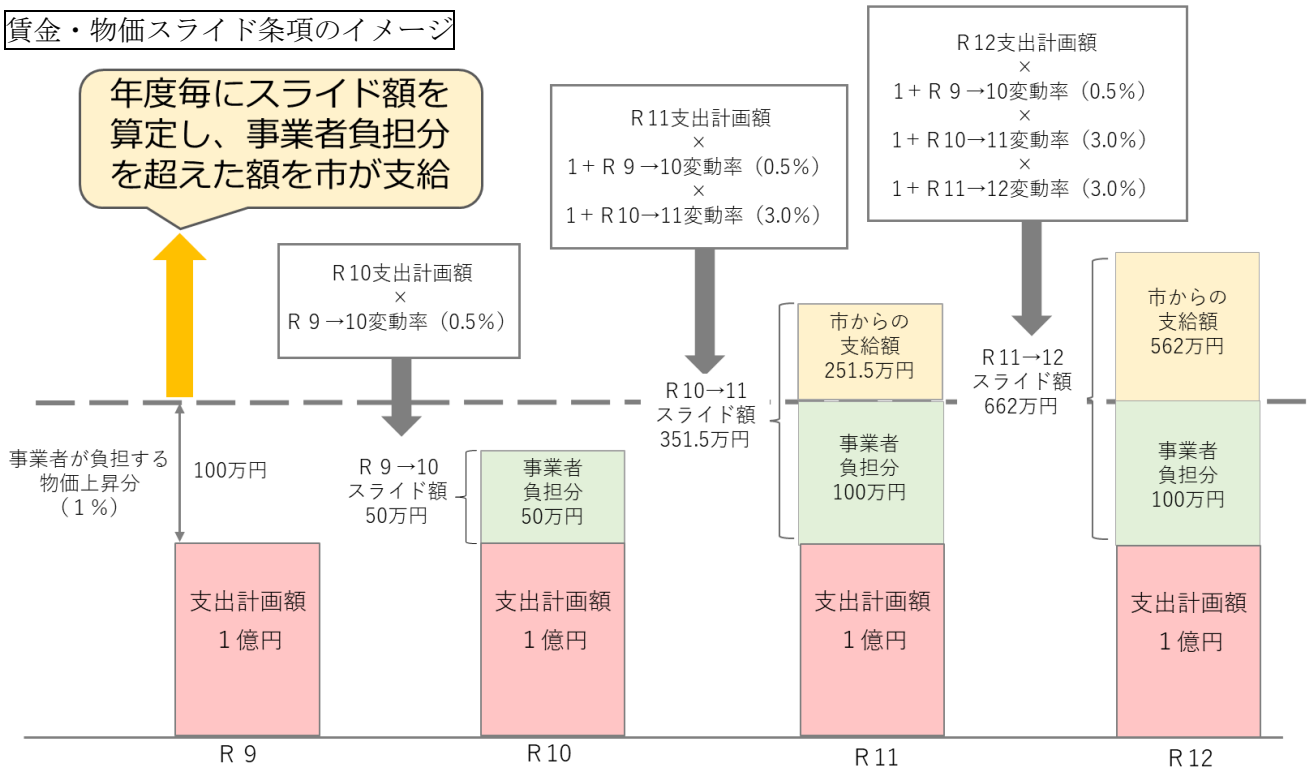

【品質保証】

(4)　老朽化修繕リスクの周知徹底

利用者の安心安全を確保するため、施設の老朽化に伴う修繕費については、本市のリスク分担であることを施設所管課及び事業者に周知徹底し、本市が適切な老朽化対応を行う。

【公正取引】

(5)　事業者向け Web ページの開設　新規

適正な価格転嫁に向け、事業者が必要な情報にアクセスできるよう、事業者向け Web ページを開設し、新たに策定する「賃金・物価スライド条項のガイドライン」や国の通知などを掲載する。あわせて、施設所管課がプッシュ型で周知徹底する。

２　今後のスケジュール

令和８年３月下旬　「京都市公の施設の指定管理者制度運用基本指針」の改定
「賃金・物価スライド条項のガイドライン」（仮称）の策定
※京都市情報館に開設する事業者向け Web ページおいて公表

令和８年４月以降　指定期間の柔軟化及び賃金・物価スライド条項の導入を順次適用